

○個人情報開示請求の留意点

1 個人情報とは

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいいます。

2 目的

個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、広域連合が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な広域連合活動の推進に資するため。

3 開示請求

御本人であれば、広域連合の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示請求を行うことに制限はありません。

また、診療報酬明細書の開示請求については、被保険者及び遺族が請求できます。

4 開示請求の手続

開示請求は、請求理由により次の様式にて書面で行っていただきます。

- (1) 個人情報の開示を請求する場合 様式第4号
- (2) 個人情報の訂正を請求する場合 様式第11号
- (3) 個人情報の取扱いの是正を申出する場合 様式第17号

※ 取扱いの是正とは、個人情報収集の制限に反して収集されたり、利用及び提供の制限に反して利用又は提供された場合に、その取扱いに是正を求めることをいいます。

また、開示請求の際、本人確認のため写真、住所及び氏名が証明できる運転免許証又は旅券の提示をお願いし、コピーを取らせていただきます。

なお、診療報酬明細書の開示請求は、請求様式を別途定めています。「診療報酬明細書等開示請求関係」のアイテムを参照ください。

5 不開示情報

次の情報については、開示できません。（宮崎市個人情報保護条例第15条参照。）

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報

【個人情報開示請求関係】

- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 広域連合又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 広域連合と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの

また、診療報酬明細書の開示請求については、不開示の基準を別途規定しています。詳細につきましては、「診療報酬明細書等開示請求関係」のリンクを参照ください。

6 手数料等

開示請求に係る手数料は、無料です。ただし、公文書の写しの交付を受けられる場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担いただきます。

7 その他

広域連合が行う個人情報に係る開示手続きは、宮崎市の例規を準用して実施することとなっています。詳細につきましては、宮崎市の条例や規則を参照してください。